

〔博士（学術）〕

氏名 林 茜 茜

＜学位＞	種 類	博士（学術）	論 文 項 目	言いさし文の研究 ―自然会話とブログの場合―
	授与番号	博甲術第24号		
	授与年月日	平成22年9月30日	論文審査委員	主査 今泉喜一
	授与の要件	学位規程第5条		副査 金田一秀穂 荻原稚佳子

学位論文の要旨

本研究は、語用論と認知言語学の観点から、現代日本で使用される言いさし文の諸相について分析することによって、以下の点について明らかにしたい。①自然会話における言いさし文の男女差があるかどうかを考察する②自然会話における言いさし文とブログにおける言いさし文のそれぞれの特徴及び異同を比較する③言いさし文を省略されたものとして考えず、モダリティの1つ——「ほのめかし・態度保留」として捉える仮説を提示する。例文を挙げながら、この仮説の妥当性を論証する。

自然会話およびブログにおける言いさし文のデータを分析し、接続助詞が終助詞のような働きをしている言いさし文を対象とする。本稿では、言いさし文を「Z + X + C + M + Y」と表すことにする。「Z」は全体の先行文脈である。「X」は言いさす文脈であり、先行文である。「C」は文の接続助詞である。「M」は言いさし文の文末のマークである。「Y」は言いさされた情報を示す。ただし、「Y」は必ずしも存在するわけではない。むしろ、自然会話における言いさし文には「Y」のないもののほうが多い。

明示化された先行文脈に基づき、後件の復元が不可能、あるいは復元してもズレが生じる場合は新たな研究方法—モダリティの角度から分析する。

男性による言いさし文と女性による言いさし文をそれぞれ第一グループ、第二グループ、第三グループに分ける。第一グループというのは最も多く使われる言いさし文の集合である。第二グループというのは比較的多く使われる言いさし文の集合である。第三グループというのは出現頻度が低い言いさし文の集合である。（下の表に示す）

グループ \ 男女差	男性による言いさし文				女性による言いさし文			
第一グループ	ケド (206) (30.43%)	テ (173) (25.55%)	カラ (138) (20.38%)		テ (253) (43.77%)	ケド (152) (26.30%)	カラ (76) (13.15%)	
第二グループ	シ (81) (11.96%)				シ (56) (9.69%)			
第三グループ	タラ (23) (3.40%)	ト (22) (3.25%)	バ (13) (1.92%)	ノニ (9) (1.33%)	ト (11) (1.90%)	ノニ (11) (1.90%)	タラ (8) (1.38%)	バ (5) (0.87%)
	ガ (7) (1.03%)	ノデ (4) (0.59%)	タリ (1) (0.15%)		タリ (3) (0.52%)	ガ (2) (0.35%)	ノデ (1) (0.17%)	

第一に、自然会話における言いさし文の男女差についてであるが、各グループに現われた接続助詞における言いさし文の種類は男女とも大体一致することが分かった。

全体的に見れば、よく使用される接続助詞における言いさし文とあまり使われない接続助詞における言いさし文については、男女を問わず、ほぼ同様であることが分かった。日常会話における男性がよく使う接続助詞の言いさし文と女性がよく使う接続助詞の言いさし文の顕著な使い分けはないだろうと考えられる。それはなぜかといえば、各言いさし文における接続助詞自身が文の接続上果たす役割の文法的本質によって使用頻度が定められるからである。具体的に言えば、第1グループと第2グループの接続助詞「ケド」「テ」、「シ」、「カラ」を用いた言いさし文は文法的な接続性は単文に近い性質を持ち、独立性が強いと見られるのに対し、第3グループの接続助詞「タラ」、「ト」、「バ」、「ノニ」、「ノデ」等を用いた言いさし文は文法的に複文に近く、前後の句節との繋がりがより緊密であり、独立性が低くて従属性が高いと見られる。この点については、三上（1972）の「軟式」、「硬式」と南（1993）によるA、B、C三種類の分類によって説明もされた。

第二に、言いさし文の自然会話とブログでの比較についてであるが、「シ」節で終わる言いさし文の例文を参考にしながら、「X部分の肯定／否定形」、「品詞及びフォーム」、「述べられる事柄（1つ／2つ）」、「文末M」、4つの項目から分析した。まず、「X部分の肯定／否定形」については、両者とも「X部分の肯定形」の言いさし文の使用頻度が圧倒的に多かった。つまり、「シ」で終わる言いさし文は自然会話とブログを問わず、肯定形を使う傾向があるのではないかと考えられる。次に、「品詞及びフォーム」については、自然会話とブログにおける言いさし文は同様に「動詞述語文」の使用が多かった。これは動詞述語文の形態変化が多く、動詞と助動詞はテンス、アスペクトなどを表すことができるため、述語文の中で使用範囲と出現頻度も高くなるからではなかとと思われる。更に、「事柄1つ／2つ」については、自然会話における言いさし文とブログにおける言いさし文ではどちらにも共通して、1つの事柄を表す「～し」が2つの事柄を表す「～し～し」の使用よりずっと多かった。この点では自然会話とブログは同様であり、1つの事柄

を取り上げて、接続助詞「シ」を付け加えて、文を完成させる。これは言いさし文の1つの特徴であると言えよう。最後に、「文末M」については、自然会話における言いさし文には「～し+句点」のパターンが一番多かった。これはブログにおける言いさし文も同様である。しかし、「～し+終助詞」のパターンでは自然会話における言いさし文の中でよく使われるのに対し、ブログにおける言いさし文にはあまり現われなかった。更に、ブログにおける言いさし文では「。。。」、「・・・」、「・・・。」、「～」、 「♪」、「～♪」等の符号がよく使用される。

ブログ作者はこれらの符号を自分自身の気持ちを表すための1つの主な手段としていうのではないかと見られる。自然会話の場合の声調（声を伸ばしたりする）や、表情と異なり、ブログにおける言いさし文の特有な表現手段であると考えられる。同時に、ブログ作者の意図を伝え、言いさし文を完結する標識とも見られる。

第三に、言いさし文におけるモダリティ「ほのめかし・態度保留」についてであるが、「シ」、「ケド」、「カラ」、「テ」4つの接続助詞における言いさし文を主に分析した。言表事態のモダリティ、伝達のモダリティ、発話の意味の3つの側面から各接続助詞で終わる言いさし文はどのようにモダリティを表しているかを論証し、各接続助詞で終わる言いさし文をモダリティ「ほのめかし・態度保留」の角度から解釈することの妥当性及び4つの接続助詞の終助詞的な機能を明らかにした。

本稿では「ほのめかし・態度保留」の定義を以下のように定めた。話し手・聞き手は同一の発話場面において先行文脈を通じて共通理解に達しており、言語化された情報以上に明示化されていない発話の意味をも聞き手に伝えるために、話し手が相手に「察してもらいたい」という期待を持ちつつ、その意味を明示化せずに働きかける伝達の方法である。

終助詞的な「シ」節の機能：命題に「シ」節を使用することによって、命題と同類の事柄が他にもある事を示し、命題の輪郭をぼやかし、全体の発話の意味をほのめかして話し手の態度を保留し、発話文を和らげることができる。

終助詞的な「ケド」節の機能：命題に「ケド」節を使用することによって、文を完結させる。逆説の意味を示し、「命題を不確定・否定」という話し手の態度保留と、順接の意味を示し、「命題に基づき、相手に意見（同意）を求める」という話し手の態度保留を表す場合がある。文全体を和らげることができる。

終助詞的な「カラ」節の機能：命題に「カラ」節を用いて文を終結する。「原因」を表す「カラ」節及び「条件」を表す「カラ」節に分けられる。「原因」の「カラ」節は、明示化された命題の確実さをぼやかし、話し手の態度を保留して発話の意味をほのめかし、文全体を和らげることができる。「条件」を表す「カラ」節は、聞き手に話し手の主観的な意図を婉曲に伝える機能と、「命題+カラ」を通じて、ある前提条件を相手に提供し、この条件に基づいた上で、相手に動作を起こすことを勧める婉曲表現の機能がある。

終助詞的な「テ」節の機能：接続助詞「テ」で文を完結することによって、発話者の意見・考えを保留し、発話文を和らげたり、明示化された命題をぼやかしたりする働きがある。

「普通に就職していると思うけど。」の言いさし文を例に考察する。命題「普通に就職していると思う」に対する「判断のモダリティ」（松木・森野）（本稿は言表事態のモダリティ）は「断定」と解釈できるけれども、「伝達のモダリティ」—「命題の断定に対する不確定をほのめかし、話者の態度保留」は、松木・森野（2000）の分類—「命令、禁止、許可、依頼、申し出、勧誘、願望、疑問」—の中のどれにも当てはまらない。発話者が「命題+接続助詞」の言いさし文を用いて、相手に伝達していることから見れば、「伝達のモダリティ」は当然存在するわけである。したがって、松木・森野の言う「命令、禁止、許可、依頼、申し出、勧誘、願望、疑問」以外に、言いさし文におけるモダリティ「ほのめかし・態度保留」も「伝達のモダリティ」に属するのではないかと考えられる。この点を主張したい。

論文審査結果の要旨

[論文の内容] 本論文は日本語の言いさし文の研究を通じて日本語の「伝達のモダリティ」に「ほのめかし・態度保留」の項目が欠けていることを発見した。本論文はこの項目を新設することを提案している。論者は言いさし文として、接続助詞「ケド・カラ・テ・シ」などで終わらせてしまう文（とりわけ「シ」で終わらせる文）を研究対象とし、自然会話とインターネットのブログにおいて調査を行った。データを数値で示し、語用論と認知言語学の観点から結果の分析を行った。言いさし文使用の大きな男女差のないこと等が判明したが、本論文においては以下のようなより重要な考察を行っている。

[論文の意義] 先行研究には言いさし文を（A）「省略された不完全な文」と（B）「省略された形であっても意味的には完全な文」の2種類でとらえるものがある。すなわち、接続助詞的なものを（A）そのまま接続助詞的なものとして解釈するタイプと、（B）終助詞として解釈するタイプのもの

とがあるとの理解である。一般に文があれば、そこには何らかのモダリティが指摘できるのであるが、先行諸研究では、言いさし文にモダリティを見いだしていない。（B）にモダリティが認められない理由はないはずである。（A）においてさえも同様に考えられる。そこで、本論文ではモダリティの定義を再検討し、先行研究を再検討した結果、言いさし文は「伝達のモダリティ」を持つが、その下位区分としての適切な項目がないことを発見した。そこで、新たに「ほのめかし・態度保留」項を設置すべきであるという結論に達した。これは学界に問題提起して研究を促すべき課題である。本論文においては、言いさし文の統計的現況を明らかにしたにとどまらず、先行研究の気づけなかった重要な欠落を明らかにし、補完する試案を提示したという点に大きな意義が認められる。

[論文の評価] 論者は自然会話とブログにおける言いさし文を根気よく収集し、種類別に頻度を明らかにする研究を行いつつ、上記のような価値のある考察を行った。この点が高く評価できる。

氏名 蔣 家 義

＜学位＞	種 類	博士（学術）	論 文 項 目	モダリティの体系と認識のモダリティ
	授与番号	博甲術第25号		
	授与年月日	平成23年3月31日	論文審査委員	主査 金田一秀穂
	授与の要件	学位規程第5条		副査 今泉喜一 山岡政紀

学位論文の要旨

1980年代から1990年代にかけて、日本語モダリティの研究が盛んに行われて、多くの学術的に優れた成果が生まれてきた。その結果、モダリティが日本語の文法カテゴリーの1つとして定着しており、1990年代後半以降に出版された日本語文法の全体を扱う著作に、モダリティを、ヴォイス、テンス、アスペクトと同じように、文法カテゴリーの1つとして論述しているものが多い。従来、助動詞（「う（よう）」、「ようだ」、「らしい」など）や終助詞（「ね」、「よ」、「な」など）、動詞の活用形（命令形、意志形など）として別々に扱われていたモダリティ表現は今は、モダリティという文法カテゴリーの下に集められて、新しい視点で研究されつつある。これにより、それらの表現に関する様々な新しい知見が得られた。

ただし、日本語モダリティの研究には、少なくとも次の2つの問題点があると考えられている。1つ目はヴォイス、テンス、アスペクトなどの文法カテゴリーに比べれば、モダリティの関わる範囲が広すぎ、助動詞、文類型、動詞の活用、敬語、終助詞など、幅広い研究テーマに及んでいることである。2つ目は幅広い研究テーマを収めてきたモダリティ研究の扱っている表現も助動詞、動詞の活用形、終助詞、とりたて助詞などを含んでいるというふうになり、多様になることである。つまり、日本語の文法カテゴリーでは、モダリティが「異質な存在」と言える。本研究は従来の日本語モダリティの研究を踏まえつつも、ある程度原点に立ち帰って、必要最小限の範囲で、日本語のモダリティを再考し捉え直してみた。

本研究の論述は第1部「モダリティの分類とそれぞれの特徴」と第2部「認識のモダリティの各論」に分かれている。第1部では、日本語のモダリティの体系を検討した。第2部では、認識のモダリティについて考察した。具体的には、次の内容である。

第1章では、まず、動作、行為、状態、事態、命題、情報など、本研究で用いられる基礎概念を規定した。次に、モダリティに対する先行研究の考え方の多様性を概観した上で、本研究の基本的立場（「階層的モダリティ論（主観表現論）」、関与に基づいたモダリティの規定、モダリティ表現の多義性、モダリティ表現の意味分析の多義的アプローチなど）を述べた。

第2章の前半では、まず、言語類型論的な視点を取り入れた文化化の研究成果によって、dynamic modality, deontic modality, epistemic modalityという普遍性のあるモダリティの分類を得た。次に、普遍性のあるモダリティの分類を基礎として、日本語の個性性を考慮に入れて、日本語のモダリティをdynamic modality, deontic modality, epistemic modality, interactional modalityに分類した。第2章の後半では、関与という概念を提出して、その概念によって、そうした日本語のモダリティの分類を再整理した。まず、各種のモダリティにおける関与の在り方を説明して、関与を主語関与、事態関与、命題関与、相互関与に分けた。次に、関与の在り方を分類の基準として、dynamic modality, deontic modality, epistemic modality, interactional modalityという分類を再整理して、日本語のモダリティを主語関与型モダリティ、事態関与型モダリティ、命題関与型モダリティ、相互関与型モダリティの4種に大別した。

第3章、第4章、第5章は、可能のモダリティ、意志のモダリティ、行為要求のモダリティ、事態評価のモダリティ、認識のモダリティ、丁寧さのモダリティ、情報認識のモダリティのそれぞれの特徴を論じた。重要な内容は次の通りである。①従来モダリティ表現と捉えられなかった可能表現をモダリティ表現として、モダリティ表現の表す可能の意味を可能のモダリティとして位置付けた。②可能表現の許可や禁止を表す用法について分析した。③意志形「しよう」の表す意志、勧誘、婉曲な命令の意味について分析した。④行為要求のモダリティの下位分類である命令、依頼、禁止について考察した。⑤事態評価のモダリティの主観性・客観性を論じた。⑥一般言語学・英語学における認識のモダリティと日本語学における認識のモダリティの違いを分析した。⑦認識のモダリティの主観性・客観性を論じた。⑧各章では、各種のモダリティの文化化について考察した。⑨各章では、各種のモダリティを図示化した。

第6章、第7章、第8章、第9章は、「だろう」、「かもしれない」、「にちがいない」、「はずだ」、「ようだ」、「らしい」、「（し）そうだ」など、主要な認識のモダリティ表現を考察した。重要な内容は次の通りである。①認識のモダリティにおけるキーワード「高次の心的過程」と「信念」を説明した。②認識のモダリティの根底に共通する属性「推量」を分析した。③「だろう」の第一義的な意味と第二義的な意味を分析した。④「Aかもしれない、Aないかもしれない」構文、「かもしれない」の記憶の呼び起こしと行動予定の用法を分析した。⑤「はずだ」の推論の様式を考察した。⑥日本語の証拠存在明示的証拠性とソース明示的証拠性を論じた。

第10章では、日本語の証拠存在明示的証拠性とソース明示的証拠性と認識のモダリティとの境界線を確定して、認識モダリティを判定する3基準（基準1：高次の心的過程が存在し、新しい情報が生じること。基準2：伝えられる情報に対して不確かさの信念を抱くこと。基準3：発話の主な目的が情報を供与することにあること）を提出した。その上で、認知言語学の考え方を援用して、認識のモダリティの分析モデルを提案した。

第1章から第10章までの論述によって、主に次のような結果を得た。

1) 本研究では、普遍性のあるモダリティの分類を参考にした上で、日本語の個性性を考慮に入れて、日本語のモダ

リティを分類した。

普遍性のあるモダリティの分類を考察するには、まず、モダリティ表現の、普遍性のある文法化の経路を見付ける必要がある。世界中の様々な言語におけるモダリティ表現の文法化の経路をまとめて比較することによって、普遍性のある文法化の経路が見られることになる。こうしたモダリティ表現の、普遍性のある文法化の経路は普遍性のある意味の型を示してくれている。これを基にするモダリティの分類は普遍性のあるモダリティの分類である。こうした普遍性のあるモダリティの分類を基礎として、日本語の個別性を考慮に入れて、日本語のモダリティを分類することができる。

結論から言えば、普遍性のある文法化の経路は dynamic 的意味, deontic 的意味, epistemic 的意味という 3 種の意味の型を示してくれている。これを基にして、モダリティを dynamic modality, deontic modality, epistemic modality に分類した。その上で、個別性を考慮に入れて、日本語のモダリティを dynamic modality, deontic modality, epistemic modality, interactional modality に分類した。

2) 言語の研究にあたっては、言語の使用者(話し手や書き手)のことを考えずに、言語そのものを考察することによって、いろいろ解明することができる。しかしながら、モダリティには、常に話し手や書き手が関わっていると考えられる。例えば、「お年寄りに親切にしない。」では、話し手や書き手が行為の課し手や規範の持ち主として、事態に関わっている。「10時には成田に着くだろう。」では、話し手や書き手が伝えようとする命題に対する把握の仕方を示しながら、命題に関わっている。「なさい」、「だろう」のようなモダリティ表現はまさしく、話し手や書き手の「関わっている」ことを表している。したがって、話し手や書き手のことを考えずに、モダリティ表現を考察することは不可能であろう。

本研究では、話し手や書き手の「関わっている」ことを「話し手の関与」と呼んでいる。話し手の関与と別のタイプの関与「主語の関与」を(意味の面からの)モダリティ分類の基準に引き上げて、dynamic modality, deontic modality, epistemic modality, interactional modality という分類を再整理して、日本語のモダリティを主語関与型モダリティ, 事態関与型モダリティ, 命題関与型モダリティ, 相互関与型モダリティの4種に大別した。また、関与という概念で、モダリティの主観性と客観性を改めて定義してみた。

3) 本研究は認識のモダリティの主な表現、「だろう」、「かもしれない」、「にちがいない」、「はずだ」、「ようだ」、「らしい」、「(し) そうだ」などを新しい視点で分析した。

具体的に言えば、次のような結果が得られた。①「だろう」が第一義的な意味と第二義的な意味を持っていることを確認した。②「A かもしれない, A ないかもしれない」構文の成立条件を明らかにした。③「はずだ」が基本的に演繹的推論に使われていることを論じた。④「ようだ」、「らしい」、「(し) そうだ」の文法的な意味が「証拠存在明示的証拠性」であるということを説明した。

4) モダリティに関しては、普遍性のある文法化の経路が多く存在する。本研究では、日本語のモダリティ表現の文法化の経路について考察して、普遍性のある文法化の経路との一致・不一致(反例)を分析した。

結論としては、日本語には、普遍性のある文法化の経路「ABILITY > PERMISSIVE」, 「ABILITY > POSSIBILITY」, 「DYNAMIC MODALITY (ABILITY のみ) > DEONTIC MODALITY」があるが、普遍性のある文法化の経路「WANT > FUTURE」, 「WANT > EPISTEMIC MODALITY」, 「DEONTIC MODALITY > EPISTEMIC MODALITY」の反例もある。

5) 本研究では、認識のモダリティをより効果的に分析するために、認知言語学の考え方を援用して、認知的心理的な分析モデルを提案した。

認知的心理的な分析モデルは認知的な分析モデルと心理的な分析モデルからなる。心理的な分析モデルは話し手がどのように事態を認識するかということ进行分析し記述するモデルであり、認知的な分析モデルは話し手が認識のモダリティと認識のモダリティ表現を認識の対象として、どのように認識のモダリティを認識するか、どのように認識のモダリティ表現を用いるかということ进行分析し記述するモデルである。認知的心理的な分析モデルは心理的な分析モデルと認知的な分析モデルを統合するものである。いずれも、文字による記述と図示からなる。

論文審査結果の要旨

[論文の内容と評価]

本論文は、日本語のモダリティ研究が、成果を挙げつつもヴォイス・テンス等に比して関わる範囲が広すぎ、扱う表現が多様な要素を含むために文法カテゴリーとしては異質な存在となっているとの認識のもと、今後のモダリティ研究の進むべき方向を見定めるためにも、原点に立ち帰って整理し、とらえ直す必要があるとし、一般語学・英語学におけるモダリティ研究と対比させつつ考察を行っている。

本論文は2部10章より構成されている。

第1部は「モダリティの分類とそれぞれの特徴」を扱う。論者は、第1章、第2章において、普遍性のある dynamic modality, deontic modality, epistemic modality に、日本語の個別性から interactional modality を加えた4種類のモダリティを中心に置くが、独自に「関与」の概念を設定し、この「関与」のあり方を基準として日本語モダリティの体系的な分類

を意図している。論者はここにおいて、発話者が関わる「事態関与」「命題関与」「相互関与」、主語が事態内で関わる「主語関与」の4種類の関与のあり方を導き、これによりモダリティを分類することとした。先行研究では研究者ごとにモダリティの分類が異なっているが、この「関与」の概念により一つの基準が与えられたことになる。

第3章から第5章において、論者はこの新しい基準のもとで、先行研究を精査して得られた日本語の各種のモダリティを再分類している。また「関与」の概念に基づくモデルを創出しており、それぞれのモダリティを図示化してその特徴、異同を把握しやすくしている。第3章では可能のモダリティ、意志のモダリティが「主語関与型モダリティ」であることを論じ、第4章では行為要求のモダリティ、事態評価のモダリティが「事態関与型モダリティ」であることを論じている。第5章においては、認識のモダリティが「命題関与型モダリティ」であることを論じることに加えて「相互関与型モダリティ」に関する考察を行っている。

第2章と第5章においては、モダリティの文法化についても考察している。モダリティには、普遍性のある文法化の経路が多数存在するのであるが、論者は、日本語のモダリティ表現の文法化の経路について、普遍性のある文法化の経路との一致・不一致を分析している。

以上の第1部は、日本語学の先行研究においてモダリティとして考察されてきたものを幅広く網羅的に取り上げており、それ自体がモダリティ論史の整理としても有益なものとなっている。

第2部は「認識のモダリティの各論」を扱う。

論者はここで「命題関与型モダリティ」である「認識のモダリティ」を取り上げ、これに属する主要なモダリティ表現を扱っている。第6章「だろう」、第7章「かもしれない・にちがいない」、第8章「はずだ」、第9章「ようだ」「らしい」「(し) そうだ」について新しい視点から考察を行っている。①「高次の心的過程」と「信念」の関係を明らかにし、②認識のモダリティの根底に共通する属性「推量」を分析し、③「だろう」の第一義的な意味と第二義的な意味を分析し、④「Aかもしれない、Aないかもしれない」構文が相矛盾する事柄を並立させることができる原因を「も」の存在に求め、⑤「かもしれない」の記憶の呼び起こしと行動予定の用法を分析し、⑥「はずだ」の推論が演繹的推論であることを考察している。このような、創見に富む論述に加えて、⑦日本語の証拠存在明示的証拠性とソース明示的証拠性の区別を論じているが、これは従来日本語のモダリティ研究においては特に明確な認識がなかったものである。

最後に、第10章において、認識のモダリティをより効果的に分析できるようにするために、認知言語学の考え方を援用して、認知心理的な分析モデルを創出し、提案している。

以上、本論文は内容において、精査された先行研究の成果の上に立って独自の理論を展開しており、博士論文として認めるにふさわしいものであると考えられる。

[論文の意義]

日本における日本語の研究は、言語現象の背後にある原理を探求した上で理論を構築するという方法においてなされる傾向にはなく、研究者の客観的な主観においてとらえられた現象の姿を、その研究者の客観的な主観に基づいて分析・分類するという方法においてなされる傾向にある。モダリティ研究も例外ではない。本論文の論者は、そのような日本のモダリティ研究をここで一度、一般言語学、英語学におけるモダリティ研究と対比し、日本語のモダリティ研究が何を行っているのかを明らかにした上で、日本語のモダリティを何らかの基準によって再分類しようと試みた。探究の結果、分類の基準として適切なものは「関与」という概念であることが導き出された。本論文は先行諸研究における日本語のモダリティの扱いを精査し、そのモダリティをこの概念によって再整理・分類したものである。図によって示される「関与のモデル」「認知心理的なモデル」を創出し、これを効果的に使用している。

本論文の意義は日本語のモダリティ研究を理論構築的な研究にする一歩を進めたことにあると考えられる。

氏名 吉田 妙子

＜学位＞	種 類	博士（学術）	論 文 項 目	日本語動詞テ形のアスペクト
	授与番号	博乙術第6号		
	授与年月日	平成22年9月1日	論文審査委員	主査 今泉喜一
	授与の要件	学位規程第6条		副査 金田一秀穂 吉川武時

学位論文の要旨

本論文は、日本語動詞テ形に後接して文法化した10種の補助動詞、テアル、テイル、テイク、テクル、テオク、テシマウ、テヤル、テクレル、テモラウ、の言語現象を観察することにより、全章を通じてテ形の完了のアスペクト性を論じる。

序章第一節ではまず、動詞テ形を「V-Te」、連用中止形を「V(i)」と表記することを述べた。次に「補助動詞」についての先行研究を当たり、本稿で論じる「補助動詞」の範囲を、「現代語の動詞テ形に接続する動詞で文法化が進んでいるもの」と定めた。

また、管見ではテ形のアスペクト性を論じたものは見当たらないので、本稿でこれを論ずる意義を述べた。方法は、基本的に生成文法である。

第2節「動詞の二つの中止形「V-Te」と「V(i)」では、テ形と連用中止形の比較において、テ形にはアスペクト性があることを論じた。まず、テ形と連用中止形は、その用法において完全に相補分布をなしていることを7点において証明した。さらに、2文を繋ぐ接続助詞としての用法でも、「V-Te」は前項と後項の前後関係を表すが、「V(i)」は前項と後項の並存関係を表すことから、統語的にも、「V-Te」はアスペクト性を持つことがわかった。また、形容詞を2つ連続して名詞を修飾する装定用法の場合、「V(i)」を用いれば単に名詞の性質の列挙になるが、「V-Te」を用いると前項形容詞と後項形容詞の時間的関係が生じる。文体的にも、接続助詞に「V(i)」を用いると限りなく静的な普遍性へ向かうが、「V-Te」は限りなく「動詞な前進」へ向かうという傾向があることを、実際の文学作品を紹介しながら論じた。

序章第3節「テ形の用法分布類再考」では、テ形の分類基準を生成文法の理論を使って書き直した。分類の作業は決して分類のための分類ではなく、分類する中でテ形のどんな用法が最も基本的であるか、つまりテ形の意味素性を明らかにすることが重要である。

テ形の基本的な意味素性は「継起」であり、それはテ形のアスペクト性によるものであると思われる。まず、既存の分類である「並列」と「先行」を分析した。テ形接続をする文を項構造によって分析し、テ形による「先行」の文は前件と後件の間に統語的・語彙的連関があるという結果を得た。そして、「並列」と言われる用法は「先行」の時間性が漂白されたものであるという結論を得た。さらに、Perlmutter, Zeno Vendler, 金田一の動詞分類を参考にして、「手段」「原因」「付帯状態」と呼ばれる用法の言語的マーカーを示し、引き続き動詞の「有界性」から「原因・理由」「結果」の用法を解明した。さらに、最も時間性・内的関連性のない「並列」から最も時間性・内的関連性を有する「原因・理由」までの連続性を、語彙概念構造からたどっていった。最後にテ形の各用法の相互関連を加味しながら、接続助詞のテ形の用法を再分類した。

第1章「補助動詞の文法化とテ形のアスペクト性」では、冒頭で、①なぜV-Teには10種に代表される動詞しか後接しないのか、②なぜこれら10種の動詞は、V-Teに後続するとアスペクト性を帯びようになるのか、という2つの問題を掲げ、最もアスペクト性の強いと言われるテアル・テイル・テイク・テクルの文法化の過程を示した。その文法化の過程はテアル・テイル・テイク・テクルそれぞれの語彙概念構造と密接な関係があることを明らかにし、冒頭の2つの疑問はひとえにこれらの補助動詞のテの部分にアスペクト性があるためである、ということ論じた。

第2章「テアルとテイルの相互交渉と「受身形+テアル」構文の出現条件」では、とくに混乱の多いテアルとテイルの関係を整理した。冒頭で、①「Vt+テアル」構文は、いかなる成立条件を持つか、②「Vt+テイル」文と「Vt+テアル」文はいかに相互干渉するか、③「Vt+テアル」構文において、ヲ格内項を取る場合とガ格内項を取る場合では、意味上のいかなる差異があるか、④受身文と共起し得るテアル構文の条件は何か、という細かい問題を掲げた。そして、前接動詞の種類を、①無対他動詞、②有対他動詞、③着点項を持たない他動詞、④非意図的な動詞、⑤境遇性を持つ動詞、に分け、それぞれの場合におけるテアル構文とテイル構文の相互乗り入れ作用の実態と原因を論じた。さらに、文を、①現存文、②意図達成文、③伝達動詞を使った文、に分け、それぞれの場合における「他動詞+テアル」文におけるガ格とヲ格の交替を論じた。さらに、最も複雑な受身文に接続するテイルとテアルについてその現われ方の条件を述べ、さらに否定文における現われ方も論じた。

第3章「テオク・テミル・テシマウのアスペクト性とモダリティ性」では、第1節でテオクを、第2節でテミルを、第3節でテシマウをそれぞれ述べ、第4節ではこれら3種の補助動詞を一括して扱う所似を述べた。これらの一見アスペクトとは無縁に見える補助動詞は、いずれもモダリティ性を有している。テオクの「後続事態への配慮」ことを明確にした。

論文審査結果の要旨

[論文の内容] 本論文は日本語動詞のテ形に開始と完了のアスペクトがあることを、補助動詞の観察から明らかにしている。方法的には主として生成文法理論に依拠している。ま

ず①動詞のテ形を連用中止形との対比において考察し、テ形がアスペクト性を持ち、連用形中止形にそれがないことを論じている。また、両者が用法において相補分布をなしていることを7点において明らかにしている。次に②テ形の意味素性を開始と完了のアスペクトに起因する「先行」としてとら

えたうえで、生成文法理論と、Pearlmutter や Vendler 等の動詞理論に基づいて考察を進め、テ形の再分類を行った。論者のいう「項補充作業」が効果的に機能している。③このテ形の先行性は、特にアスペクト性が強い補助動詞テアル・テイル・テイク・テクルによって確認できるが、これらの補助動詞がどのように文法化したかについての考察も行っている。④テアルとテイルは構文形成において関係が深く、異同の問題も多い。論者は受身形+テアルの形式も研究対象に加えたうえで、テアル・テイルの関係を整理している。⑤ほかの補助動詞テオク・テミル・テシマウはアスペクト性に加えてモダリティ性が強いが、この3者についても論じている。⑥残る補助動詞テヤル・テモラウ・テクレルについては、授受の

補助動詞としてほぼ独立した形で扱っている。

[論文の意義] 動詞テ形のテは接続助詞と呼ばれ、その名のとおり、接続関係においてのみ論じられることが多かった。テそのものが研究対象となることは少なく、ましてそのアスペクトについて正面から論じられることはきわめてまれであった。本論文がテに注目し、その表現するアスペクトが「開始」と「完了」であることを明確にしたことに大きな意義が認められる。

[論文の評価] 論者は多数の先行研究を批判的に検討・受容しつつ、生成文法理論等に依拠して考察を進めてきた。随所に論者の創見がちりばめられた本論文は、本テーマに関する論者の15年以上にわたる研究の結晶として高く評価できる。

氏名 半田英俊

＜学位＞	種 類	博士（学術）	論 文 項 目	明治外債史の研究
	授与番号	博乙術第7号		
	授与年月日	平成23年3月9日	論文審査委員 主査	阿久澤利明
	授与の要件	学位規程第6条	副査	松田和晃 寺崎 修

学位論文の要旨

本稿は、明治期に発行された一回にわたる外債募集の過程とその意義について論じている。

まず、第一章においては、大蔵官僚として主導的役割を果たした大隈重信、伊藤博文の行動を中心に、我が国初となる九分利付外債の募集過程について論じた。

この計画が持ち上がった明治二年には、中央集権化の第一歩となる版籍奉還が実施されていたが、明治政府に財政的な余裕はなく、近代化政策の実施は困難な状態であった。大隈、伊藤は、財政的負担を少しでも軽減させることを念頭に置きつつ、近代化政策実施のため、最も低金利の借款を持ちかけてきたネルソン・レーから個人的に借り入れることにした。しかし、レーは明治政府に資金を提供できるような資産家ではなく、当初から公債募集を行うことを企図して、彼らに近づいてきたのである。

レーは大隈と伊藤を欺くことに成功すると、ロンドンに帰国して外債を発行した。伊藤は外債発行の知らせを聞くも狼狽し、すぐにその外債の回収を行おうとしたが、一度出回ってしまった債券を回収することは困難であった。結局、日本国政府は発行されてしまった外債を追認せざるを得ない状況に追い込まれたのである。

これらのことから、九分利付外債は近代化政策の一環とされる鉄道の敷設に一定の寄与を行ったと評価することができるが、日本国政府の意図に反して発行された我が国初の外債とすることもできよう。

次に、外遊中の大久保に代わり留守政府の大蔵省を統括してきた大蔵大輔井上馨と大蔵少輔吉田清成を中心に、七分利付外債の募集過程について論じた。

第二章では、井上が中心となって立てた外債募集計画を明らかにした。

明治四年七月の廃藩置県によって大蔵省に財源が一元化されたといえるが、そのことが必ずしも大蔵省に潤沢な税収をもたらしたわけではなかった。特に前近代の遺物である家禄は、近代化政策を行う上で政府の負担となったのである。つまり、財政健全化の観点から家禄処分が必要で井上によって唱えられ、実行に移されることとなった。この時期の井上は積極財政によって、財政危機を乗り切ろうと考えたのである。

これに先立ち、井上、吉田の二人によって起債地の選定が行われた。彼らが米国を最初の訪問国として選んだ背景には、英国では高金利を強いられる懸念もさることながら、この国であるならば容易に起債が実行可能であるという見通しを、両名ともに持っていたからだと結論づけられる。

第三章では、理事官として米国に赴いた吉田の起債活動について明らかにした。

米国における吉田の起債活動は当初から困難を極めていた。英国を起債地としなかったことで横浜東洋銀行からの妨害を受けることとなり、また、起債について岩倉使節団の面々と事前に打ち合わせをしていなかったことから、身内である使節団の大使岩倉具視、副使木戸孝允が障害として立ちふさがり、小弁務使森有礼からも妨害を受けたのである。

しかし、それらの障害が皆無であったとしても、米国での起債は難しかったことが推測される。開国間もない東アジアの一小国として認知されていた日本国の信用度は、欧米のそれと比べると格段に低く、高金利の設定はやむを得なかったのである。

これにより、吉田は米国での起債をあきらめて、結局、英国での起債に望みを託さざるを得ない状況に追い込まれたと考えることができる。

第四章では、渡英した吉田の活動と、起債の即時中止を唱える井上と続行を主張する吉田の考え方の差異について明らかにした。

井上は九分利付外債の苦い経験や、国内での政争を理由として即時中止を指示したが、吉田は政策の一貫性や日本国政府の体面を元に続行を訴えた。その結果、募集計画の段階では一致協力していた二人の間に溝ができ、この計画は水泡に帰するかのように見えた。しかし、井上が吉田の説得を大蔵卿大久保利通に依頼したことが、結果的に吉田に利することとなる。

そもそも、大久保は大蔵行政について十分な知識を持っておらず、部下である井上が大蔵省の実権を握っていたと従来の研究では考えられてきた。この説に拠れば、大久保は井上の依頼を容易に受け入れ、吉田の説得にあたってはあらずである。

しかし、大久保は井上、吉田の主張を聞いた上で、起債続行の判断を下しており、井上も大久保の決定に従っている。このことから、今回の事例においては、大久保は井上の判断よりも自分自身の判断を優先させ、自ら政策決定の主体者となったと結論づけることができる。

第五章では、七分利付外債募集の後に起こる明治六年の予算紛議と、同外債の使途について明らかにした。

明治四年七月から明治六年五月まで井上は大蔵大輔を勤めたが、この間、彼は常に予算の確保に腐心し、そのために外債募集を企図した。しかし、外債で十分な成果を得ることができなかつたため、井上は財政方針の転換、すなわち緊縮財政によって歳入不足を補おうとしたのである。

彼が緊縮財政に転じたことは、結果として、各省の予算増額要求と真っ向から対立することにつながった。もともと、

その強権ぶりから井上に反感を持つ者は少なくなかったが、この対立により土肥勢力を中心とした井上包圍網が形成され、彼は大蔵大輔を辞職せざるを得なくなったのである。

井上の辞職によって彼の立てた家禄処分案は棚上げになるが、いわゆる大久保政権の下でその後を継いだ大隈により、新たな処分案が提起されることとなった。すなわち、家禄と賞典禄を合わせた秩禄の処分である。

明治六年一二月の秩禄公債発行、明治九年八月の金禄公債発行によって、明治初年から問題視されていた禄制の廃止に一応の決着が見られたが、前者の秩禄公債発行の際に支払われた一時金の財源として、七分利付外債で集められた資金が充てられた。このことから、七分利付外債は明治初期における政府の財政健全化に貢献したと評価することができよう。

以上のことから、明治初期においては、大隈、井上らの積極財政派が外債を活用して財政運営を行っていった。その方針は、結果として日本財政の安定化につながったため、二度にわたる外債の役割は大きかったと評価しても過言ではないであろう。

明治六年一月の七分利付外債発行を最後に、しばらくの間、外債募集が提起されることはあっても、実行に移されることはなかった。その理由には、まず、政府内で根強い外債反対論があったことが挙げられる。

太政官會計部専任参議という立場から、明治一三年五月に大隈は外債募集の提起を行うが、岩倉を中心とした外債反対派によって断念を余儀なくされている。また、明治二七年八月に日清戦争が開始された際も、伊藤や実業家たちから外債募集の提起がなされたが、松方正義の反対によってまたしても断念した。

次の理由としては、大蔵省の長官に緊縮財政派が就任するようになったことが挙げられる。

大蔵省の主流派であった大隈、佐野常民らが明治一四年の政変で失脚すると、松方を中心とした緊縮財政派が大蔵卿、蔵相の地位を握って、財政に関する基本方針を決定するようになった。また、明治六年の予算紛議で辞職した井上は、明治八年一月の大阪会議を経て政府に復帰したが、以後は外交方面で起用されることが多くなり、財政方面で活躍する機会はなくなっていった。

つまり、明治一〇年代後半から明治二〇年代にかけては、松方の指導により量入為出が徹底され、たとえ戦時体制であっても国内資本で乗り切るといった財政方針が確立したのである。

最後に、第六章では、帝国憲法体制下における明治期の外債について、日露戦争と関連づけながら、それぞれの募集過程について明らかにした。

露仏独による三国干渉以後、露国が日本国の仮想敵国となったことによって、日本国内における財政運営方針が一変した。一刻も早い軍備拡張を求められたことと経済不況が相まって、井上が外債募集の提起を行い、最終的には松方が自身の掲げる財政運営方針を撤回せざるを得なくなったのである。

このような日露関係の軍事的緊張によって、長い間、禁忌とされてきた外債募集が明治三二年六月に再び行われることになった。

ちなみに、この時の日本国は立憲君主制の確立、日英通商航海条約の締結、日清戦争の勝利などの影響によって、欧米列強に準ずる扱いを受けていたことが推測される。なぜなら、前回の外債の金利が七分だったことに対して、通算三回目となるこの外債の金利は、四分で起債することができたからである。

やがて、明治三七年二月、日露戦争が開始されると戦費調達のため、日本銀行副総裁の高橋是清が欧米に渡り、起債交渉を行うことになった。この戦争における大方の予想では露国有利といった見解が一般的であったために、明治政府は金利も六分と高めに設定したが、それでも高橋自身は資金調達に悩まされた。

しかし、この予想は相次ぐ日本帝国軍の勝利によって覆されることになった。これにともない、高橋の起債活動は順調に進み始め、金利もまた四分まで低下していったのである。この五回にわたる外債の金利下落は、戦局によってもたらされたと評価できる。

日露戦争後には三回の外債を発行しているが、いずれも戦時期に起債した内外債の借り換えを行うためであった。戦争に勝利したものの、その後の日本国は膨大な借金の返済に悩まされることとなったのである。

しかしながら、この戦争に敗北していれば、日本国に対する露国の圧力は、より強固なものになっていたであろう。よって、なんとしてでも日本国は勝利をもぎ取らざるを得ない状況下であり、戦中戦後にわたる膨大な外債発行は、やむを得なかったと考えられる。

このように、明治期における一回の外債発行は、日本国が近代国家へと脱皮する上で大きな役割を果たし、その後の日本国の行く末にも大きな影響を与えたと結論づけることができよう。

論文審査結果の要旨

半田英俊氏より提出された博士学位請求論は、「明治外債史の研究」である。論文の構成は次の通りである。

はじめに

第一章 明治二年四月～明治三年閏一〇月一九分利付外債の目的と募集一

第二章 明治四年七月～明治五年二月一井上財政の開始と七分利付外債の募集計画一

第三章 明治五年三月～明治五年五月一米国における吉田の起債活動一

第四章 明治五年五月～明治六年一月一英国における吉田の起債活動一

第五章 明治六年一月～明治八年七月一井上財政の終焉と外債の使途一

第六章 明治三二年六月～明治四三年五月一帝国憲法体制下における明治期外債募集一

むすび

以上の論文構成によっても明らかのように、本論文は、明治期に発行された外債に関し、その募集計画から発行までの間の政治過程について、詳しく検討したものである。外債とは、海外において債務の設定が行われた債券（国債、地方債、社債）の総称で、国内で債務を設定する内債に対応して、外債と呼んでいる。今日の日本でも「円建外債」と呼ばれる外債を発行しているが、新規国債発行額の一パーセントにもおよばず、現在のわが国財政において外債の占める比重は、きわめて軽い。しかしながら、明治期のわが国においては、これとは異なる状況下であり、とくに明治維新直後、さらに日清・日露戦争期には、膨大な外債が発行され、わが国国家財政に外債が果たした役割は、きわめて大きいものがあつた。明治期における外債発行は、合計で十一回に及んでいるが、半田氏は、これら外債募集過程の実態を究明するとともに、これらを通じて明らかとなる当時の政治状況についても、興味深い指摘を随所でしている。

以下、本論文の内容要旨を紹介する。

第一章では、本邦初となる九分利付外債がいかなる目的のもとに計画され、いかにして実行されたのかを明らかにしている。周知のように維新後に誕生した明治新政府の財政基盤は、接收した幕府領や敵対した諸藩からの収入があるのみで、まことに貧弱であったが、他方で大隈重信や伊藤博文は、一刻も早く日本の近代化、とりわけ鉄道の敷設など、産業基盤の整備に取り組む必要性を痛感していた。こうした状況のもと、駐日英国公使ハリー・パークスは、しばしば鉄道建設の重要性を説き、資金面でも、敷設資金を明治政府に貸与する用意がある旨を申し出ている英国人ホラシオ・ネルソン・レーを紹介するなど、支援を惜しまなかった。その後、大隈、伊藤らは、資金調達先として第一に東洋銀行、第二に国内の商人、第三にレーからの融資を比較検討、結局、レーからの個人的融資を受けることが最善の策と判断、明治二年一月一二日、明治政府はレーと契約書を取り交わすに至った。しかし、半田氏が指摘するように、実際の契約書の内容は、随所に「公債」という文言が使用されており、疑問が多いものであった。それは大隈、伊藤らが期待したような個人資産による貸借関係とは言い難いものであり、実質的には公債募集を容認する内容を含むものであった。にもかかわらず、大隈、伊藤だけでなく、契約書の署名人に加わった伊達宗城、沢宣嘉、寺島宗則のいずれもが、この問題に気付くことなく、事態は思いがけない方向に進むことになった。実際、レーは資金を提供できるような資産家ではなく、そもそも来日の目的は、明治政府に公債を発行させて手数料を稼ぐことであつたから、政府と契約書を結ぶことに成功すると、ただちにロンドンに帰り、九分利付外債を発行した。伊藤は外債発行の知らせを聞いて狼狽し、その外債の回収しようとしたが、うまくいかず、結局、日本政府は発行されてしまった外債を追認せざるをえなくなってしまったのである。半田氏が指摘するように九分利付外債は、わが国最初の外債であつたが、政府当局者の意志に反して発行された外債であつたのであり、それは維新直後の政府当局者の無知が招いた不祥事だつたといわざるをえない。

第二章では、大蔵大輔井上馨が中心となって立てた外債募集計画を検討している。廃藩置県によって財政の一元化が実現したにもかかわらず、かえって、旧藩の負債、華士族の俸禄の負担が多く、また殖産興業政策の必要性も認めていた井上は、かなり早い段階から、外債募集の検討を進めていたようである。井上は外債募集額を三〇〇〇万円と見積もり、そのうち二〇〇〇万円を近代化のための殖産興業費に充て、残

りの一〇〇〇万円を家禄処分費に充てることで、殖産興業と家禄処分の両方を同時に実行することを目論んでいたのである。一般に井上は量入為出を旨とする緊縮財政主義者のように思われているが、この時期の井上は、そうではなかつたと半田氏は主張、むしろ井上はおもいきった積極財政によって、当面の財政危機を乗り切ろうと考えていたことは、明らかであると述べている。

また外債の起債地の選択については、井上と部下の大蔵少輔吉田清成が相談、前外債（九分利付外債）がまだ出回っている英国よりも、米國で起債した方が前外債の影響を受けることなく、六分（実利七分）で、起債できるであろうと判断していたこと、また外債募集の総責任者として理事官に任じられた吉田に随行する顔ぶれをみると、税法の専門として招聘したお雇い外国人ジョージ・Bウイリアムスを本来の目的とは異なる任務の外債募集団員に組み入れたり、九分利付外債の処理に深く関与した上野景範を副使に選ぶことなく、大鳥圭介を副使に任命するなど、必ずしも万全の体制とは言い難かつたことから、半田氏は、米國での外債募集について、井上も吉田も樂觀視していたのではないかと推定している。

第三章では、明治五年三月から五月までの米國における吉田ら外債募集団の活動を詳しく追跡している。井上や吉田は、米國での起債は、スムーズに進展するものと考えていたが、実際にはいくつもの障害に直面することになった。吉田ら外債募集団は、たまたまワシントンに滞在していた岩倉使節団と面会し今回の起債の趣旨を説明したところ岩倉具視、木戸孝允は表向き了解したものの、実のところは性急な家禄処分の方針に懸念を抱いたようであり、また駐米公使森有礼は、岩倉、木戸以上に強硬で、直接、吉田の方針を批判、現地新聞に論文を投稿し反対運動を展開するなど、在外政府高官の対応は、支援どころか、まことに冷淡なものがあつた。もともと半田氏が指摘するように、これら在外政府高官の消極的意向が、吉田らの外債募集団の活動そのものに与えた影響は、ほとんどなかつたといつてよく、それが大きな障害になるようなことはなかつたようである。吉田らが米國での外債発行計画を進める上で、最大の障害となつたのは、予想もしなかつた金利問題であつた。米國においては六分（実利七分）で容易に起債ができると考えていた吉田らの見通しは、根底から崩れ、英国よりもはるかに高金利の一割二分でなければ、米國での起債が難しいという現実と直面したからである。こうして吉田からの報告をうけた井上は、六分（実利七分）での起債という前提条件が崩れた以上、計画を白紙に戻すことを決断、吉田に対し、帰国命令を発したのである。

第4章では、井上の帰国命令の方針に逆らつて帰国せず、米國から英国に渡り、英国での起債活動を展開した吉田の行動を追跡している。吉田は、ロンドン東洋銀行の支配人のスチュアルトとの交渉から、金利が多少高くても外債募集を断行すべきであり、すでに周知の事実となつている日本の外債募集を今さら中止することは、政府の信用に関わると考えて計画続行を主張したのである。このように井上と吉田は、計画を中止するのか、続行するのかをめぐつて意見が対立、容易に決着できなかつたが、英国を訪問した大久保利通と伊藤博文が、両者の膠着した局面を打開することになり、結局、外債募集は、計画を一部変更して継続することになった。大久保と伊藤は、世界のいづこにおいても、金利は七分（実利八分）以上でなければ起債ができない状況にあることを知り、これを東京の井上に伝えたのである。その結果、当初の設定金利を超えて三〇〇〇万円の起債を行えば、財政の圧迫につながることから、井上は、殖産興業に充てるつもりであつた

二〇〇〇万円を削り、家禄処分にて充てる予定の一〇〇〇万円のみを募集することとし、井上は、吉田に対し、英国における起債続行を命じたのである。従来の研究では、大久保は大蔵行政について素人であり、部下である井上が大蔵省の実権を握っていたと考えられてきたが、半田氏は、大久保の主導のもとに井上の起債即時中止の方針が、起債続行の方針に変わったことを重視し、異論を唱えている。

第五章では、外債募集で獲得する予定の資金三〇〇〇万円を一〇〇〇万円に縮小することになった結果、井上の財政方針はどのように変化したのか、またこれによって政治的にはいかなる事態が生じたのかを詳しく検討している。井上はこれまで外債募集によって財政再建と殖産興業政策の両立を企てていたが、外債募集で十分な成果を生み出すことができなかつたため、財政方針を緊縮財政の方向に転換せざるをえなくなつた。そして井上の方針転換によって、大蔵省は各省から出された予算増額要求と正面から衝突することになったのである。いわゆる明治六年の予算紛議である。その結果、井上は大蔵大輔を辞任せざるをえなくなり、いわゆる井上財政は終焉を迎え、財政の責任は大隈重信に引き継がれることになった。井上の後を継いだ大隈は、家禄のみならず賞典禄を合わせた秩禄の処分を計画し、明治六年の秩禄公債発行、明治九年の金禄公債発行によって明治初年以來の懸案だった禄制の廃止を実行するが、秩禄公債発行の際に支払われた一時金の財源は、七分利付外債で集められた資金であった。その意味で、七分利付外債は、起債額一〇〇〇万円にすぎなかつたが、明治初期における政府の財政健全化に果たした役割は決して小さくなかつたと半田氏は評価している。

第六章では、明治憲法体制下における外債募集について検討が加えられている。明治初年において外債は二度発行されたが、明治一〇年代以降は欧米列強による植民地化への恐れから、外債に依存せず財政運営をおこなっていくことが、わが国政府の基本方針となつていった。西南戦争後の激しいインフレの進行による経済危機の際も、外債によるインフレ克服策は、欧米諸国の介入を招くと考えた岩倉具視や伊藤博文、松方正義らの反対によって否定されていったのである。

しかし、三国干渉以後、ロシアがわが国の仮想敵国になったことにより状況が一変し、さすがの松方も軍備拡張の資金確保のため、これまでの方針を守り続けるわけにはいかななくなり、明治三二年六月には四分利付英貨公債を発行、わが国は二六年ぶりに外債募集に乗り出すことになったのである。前回の外債の金利が七分だったのに対し、明治三二年の外債の金利が四分となったことについて、半田氏は、日英通商航海条約締結、日清戦争勝利などの影響が大きく、欧米列強に準ずる扱いを受けた結果と指摘している。

明治三七年日露戦争が始まると、戦費調達のための外債募集が、立て続けに五回行われている。この戦争の行方について、大方の予想がロシア有利との判断だったため、当初の金利は六分と高めに設定されたが、戦局が有利に展開し始めると、利子も四分半、さらに四分にまで低下させることに成功した。

しかし、わが国は、日露戦争で勝利を取めたものの、講和条約で賠償金を得ることができなかつたため、日露戦後も合

計三回の外債を発行せざるをえなかつた。いずれも、戦時期に起債した内外債の借り換えを行うためである。半田氏は、戦争に勝つたものの、その後の日本は膨大な借金の返済に悩まされることになった。しかし膨大な外債の発行によってはじめて日露戦争の勝利がもたらされたことは否定できないと指摘している。

以上、半田氏の論文の概略を紹介してきたが、全体として評価すべきは、次の三点である。

まず第一に、日本政治史研究上、手薄となつていたテーマに一貫して真正面から取り組み、明治期外債発行の動向について徹底した究明を試みた点である。いうまでもなく外債発行について言及した文献は多数あるが、外債発行の政治過程を究明することは、資料的な制約もあつて取り組みが遅れていた。同氏があえてこうした課題に挑戦し、新事実の発見につとめる一方、外債発行の政治過程を明らかにし、体系的なものとして纏めたことは、学界に対し多大な貢献をするものとして評価に値する。

第二に、精力的な資料収集をおこなっていることである。当該分野の研究業績のフォローはもちろんのこと、国立公文書館所蔵資料、関係者の日記、メモなど、網羅的な調査は、ほぼ完璧に近いものがあり、その地道な努力は、特筆に値する。

第三に、こうした膨大な資料に依拠しつつも、的確な資料操作をおこなっていることである。同氏の研究において一貫して採られているのは、いうまでもなく確実な資料にもとづく実証主義の手法であるが、単なる資料や史実の羅列に終わることなく、大胆な主張が展開されていることは、注目に値する。

もとより外債研究の対象は、きわめて多岐であつて、いくつかの残された課題もある。

第一は、外債をめぐる議論について、政府部内の議論を正確にたどることは、もちろん重要かつ大切なことであるが、しかし、それだけでは十分ではないということである。当時の知識人や新聞人など、政府外の人たちが、一体いかなる議論を展開し、それは、時代とともにどのように変化していったのか。外債に対する日本人の意識は、諸外国の人々に較べてどうであつたのか等々、一般国民レベルの反応や動向を、もう一段掘り下げて検討する必要があるのではなからうか。本論文は、そうすることによって一層豊かなものになり、一段と輝きを増すはずである。

第二に、半田氏自身も自覚しているように、本論文が明治期の外債研究にとどまり、大正期、昭和期にまで及んでいないことである。本来、こうした研究は、大正期の外債、昭和期の外債にまで及んではじめて大きな成果となる分野であるが、明治期をもって途切れてしまうのは、いかにも惜しまれる。望蜀の観があるが、引き続き同氏によって、大正期、昭和期の外債の研究が行われることを希望したい。

しかし、このような課題が残るにしても、これらは、同氏自身によって将来十分解決できるものであり、決して本論文の持つ価値自体を損なうものではない。よって審査委員一同は、半田氏の研究が日本政治史研究の発展に寄与するものと考え、一致して同氏に博士（学術）の学位を授与するに相応しいものと判断する。

